

令和7年第12回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月11日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 3階 委員会室

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

委 員

1番	今 貴洋	2番	山形 浩一
3番	角田 里美	4番	宮崎 尚彦
5番	伊藤 美穂子	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
9番	石岡 雅樹	10番	小林 達英
11番	佐藤 善一	12番	一戸 孝志
13番	工藤 昇	14番	佐藤 敬道
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
17番	白戸 裕丈	18番	中谷 徳善
19番	小山内 清人		

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第48号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第49号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第50号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第51号 競売公売買受適格者の証明について

議案第52号 遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第27号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会事務局

主 査 藤元 大季

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

農業委員会金木支所

主 幹 中谷 吉範

(開会時刻 午後 3時)

司 会 ただ今から令和7年第12回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は20名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、9番 石岡雅樹(いしおかまさき)委員、10番 小林達英(こばやしたつえい)委員のご両名を指名いたします。また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、奈良市浦支所長、金木支所 中谷主幹をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和7年10月24日午後1時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、高橋 克也 推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業5件を適正に処理しました。

また、令和7年10月30日午前9時00分から、奈良 正 推進委員、

高橋 克也 推進委員、木村 真也 推進委員で五所川原南地区の法務局登記官照会 1 件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第 1 条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転 8 件、無償所有権移転 4 件、賃貸借権設定 6 件です。申請内容については 2 ページ以降をご覧ください。

議 長 議案第 48 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、賃貸借権設定 17 番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、賃貸借権設定 17 番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、賃貸借権設定 17 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、賃貸借権設定 17 番について審議いたします。「農業委員会

等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番
小山内清人（おさないきよと）会長職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 （退 席）

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、賃貸借権設定17番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご意義がないようですので、賃貸借権設定17番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内清人（おさないきよと）会長職務代理者の入室を許可いたします。

小山内職代 （入 室）

議 長 つづきまして、議案第49号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 12ページをご覧ください。

議案第49号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式8件、再配分1件、売買8件です。

13ページから16ページまでの8件については、一括方式による促進計画で、17ページの1件については、受け手変更による再配分の促進計画となります。また、18ページから21ページの8件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画となります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により12月下旬に認可・公告される予定です。

議長 議案第49号についての説明が終わりました。
議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第49号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、議案第49号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第50号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 22ページをご覧ください。

議案第50号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は1件です。

1番 若葉一丁目、畑1筆、188㎡、所有者は記載のとおりです。変更

後の地目は原野です。調査の結果、当該農地に至る通路がなく、農地として利用が見込めないことから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、23ページをご覧ください。

議長 議案第50号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第50号について承認することにご異議
ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第50号について原案のとおり承認いた
します。

つづきまして、議案第51号「競売公売買受適格者の証明について」を
議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 24ページをご覧ください。

議案第51号「競売公売買受適格者の証明について」であります。

農地法第3条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等
の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第3条第1項の規
定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる
場合を除き許可するものとします。件数は2件です。

1番 大字新宮字岡田、田1筆、1,637㎡、最低公売価格は320,000円、
所有者、願出人は記載のとおりです。

入札日は令和7年11月14日、願出人の耕作面積は、131,834㎡、労働力
の状況は、男1人、女1人です。

願出人の確保している農業用機械は、トラクター2台、田植機1台、乾
燥機2台、コンバイン2台、農用自動車2台、年間の従事日数は180日、

買受地は水稻の作付を計画しています。以上、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

2番 大字新宮字松元、田2筆、計795㎡、最低公売価格は146,000円、以下、1番と同内容のため省略します。

いずれの競売公売物件についても、利用権設定はございません。

議長 議案第51号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第51号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第51号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第52号「遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 25ページをご覧ください。

議案第52号「遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断について」であります。

遊休農地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。

提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

26ページをご覧ください。

1番 大字豊成字田子ノ浦、畑1筆、1,953㎡

- 2 番 大字梅田字福浦、畑 1 筆、734 m²
- 3 番 金木町芦野、畑 1 筆、3,767 m²
- 4 番 金木町川倉七夕野、畑 1 筆、4,433 m²
- 5 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆、2,999 m²
- 6 番 金木町嘉瀬上端山崎、畑 1 筆、1,002 m²

別の資料にて説明いたします。遊休農地に係る農地・非農地の判断対象地（参考資料）をご覧ください。

2 ページ目は今年度の農地パトロールで農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の集計表でございます。

3 ページ目は議案の 1 番から 6 番の非農地判断をした確認結果になります。

全ての農地を非農地と判断した主な理由は、長年の休耕により樹木及び雑草が繁茂しているため、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。場所については 4 ページから 5 ページになります。

次に総会資料 1 をご覧ください。令和 7 年度遊休農地等利用状況調査結果であります。

1. 調査期間は 8 月 18 日から 9 月 1 日まで 10 日間行ないました。
2. 状況確認者は、地区担当農業委員、推進委員、農林政策課職員、農業委員会職員です。
3. 遊休農地等面積について、
令和 6 年度遊休農地等面積は、188,303 m²、
今回解消された面積は、26,924 m²、
新たな遊休農地等面積は、31,850 m²、
非農地判定の遊休農地面積は、14,888 m²です。
令和 7 年度の遊休農地面積は予定で、178,341 m²です。
4. 今後の調査及び指導等に向けた「3つのステップ」はご覧の通りです。

2 ページ目をご覧ください。令和 7 年度総括表です。

遊休農地面積は、五所川原地区、138,487 m²、
金木地区、32,527 m²、市浦地区、7,327 m²で

合計、178,341㎡です。

遊休農地等解消面積は、五所川原地区14,498㎡、

市浦地区、12,426㎡です。

次の令和7年度地目別内訳表はご覧の通りです。

3ページ目は農地パトロールで、A判定と判断された農地一覧です。

以上、非農地判断及び利用状況調査結果について説明を終わります。

議 長 議案第52号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第52号について原案のとおり承認いたします。

議 長 以上、議案第48号から議案第52号まで全ての審議が終了いたしました。報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。